

家財等の整理・処分について

空き家には、生活していた時の家財等が多く残されている場合があります。早い段階で、家財等を処分しておくことで空き家の売却、賃貸、解体等がスムーズに進みます。

○仏壇、神棚等の処分

仏壇や神棚等は簡単に捨てることができず、処分に悩まれている方が多いのではないのでしょうか。しかし、仏壇等が残されたままでは、空き家の売却や解体の妨げとなる場合があります。

仏壇等の処分については、地域や宗派等で種々の方法がありますが、正しい手続きを踏めば、通常の家財と同様に扱うことができる場合もあるため、まずは仏壇・仏具店等に相談してみるとよいでしょう。

○家財等の処分における注意点

空き家の中に荷物が多く残っていると処分が難しくなります。まずは元気なうちに家財等の整理をしておくことも、次の世代に対する責任でもあります。



家財等の処分のうち一般廃棄物の収集・運搬は、市の許可を受けた業者等しか行えませんので、違法な廃品回収業者に処分を依頼しないよう注意してください。許可業者については下記の一覧を確認してください。

小樽市内の収集運搬業許可業者（粗大ごみ）

- | | | |
|---------------|------------------------|-------------------|
| ◇ (有)大森産業 | (住所) 小樽市真栄1丁目18番3号 | (電話) 22-3389 |
| ◇ (株)小樽衛生化学工業 | (住所) 小樽市桜2丁目26番35号 | (電話) 54-7506 |
| ◇ (有)小原興業 | (住所) 小樽市朝里川温泉1丁目219番地4 | (電話) 54-8316 |
| ◇ (株)クリーンサービス | (住所) 小樽市塩谷1丁目5番1号 | (電話) 64-5300 |
| ◇ (株)北海道木村 | (住所) 小樽市銭函4丁目161番4号 | (電話) 0133-72-6028 |
| ◇ (有)松本産業 | (住所) 小樽市奥沢4丁目28番7号 | (電話) 34-1677 |
- ※市外局番は0134です



※ 詳しくは小樽市ごみ減量推進課（内線323又は462）へ問合せください。



小樽市ごみ減量推進課公式LINE
友達登録でごみの分別方法を検索できます。